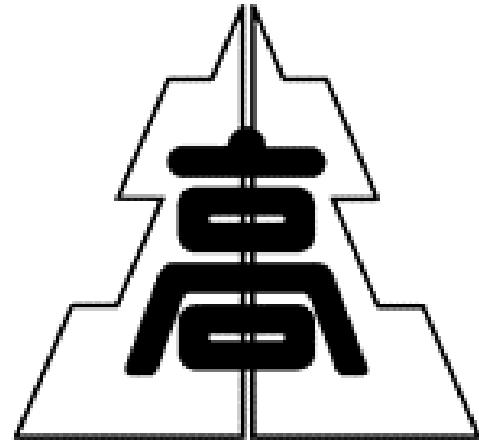


令和 7 年度
宮崎県立宮崎北高等学校
いじめ防止基本方針



〒880-0124
宮崎県宮崎市大字新名爪4567番地
TEL (0985) 39-1288
FAX (0985) 39-1328

URL <http://www.miyanaki-c.ed.jp/miyazakikita-h/>

令和7年度 宮崎県立宮崎北高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの防止に関する基本的な考え方

- 「いじめは決して許される行為ではない」との意識を生徒や保護者、教職員が共有し、生徒を「被害者にも、加害者にも、傍観者にもしない」教育を実現する。
- 学校は、未熟な存在として生まれた人間が、師に学び、友と交わることを通して、自ら正しく判断する能力を養い、命の尊さ、自己と他者の理解、規範意識、思いやり、自主性や責任感などを構築する場であることを踏まえた教育を実現する。
- いじめはどの子どもにも、どこの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 万が一いじめが発生した場合は、いじめを受けている生徒をしっかりと守ることを第一義とする。そして、本校からのいじめの一掃を目指す。

3 いじめ防止のための組織

いじめの未然防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校委員会」を設置する。

隔週開催の定例会を実施し、いじめ事案の発生時は緊急に開催することとする。また、学期1回程度、教師間の情報共有、生徒会との話し合いを持つなど、改善・対応に努めていく。

【構成員】校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、教育相談担当、養護教諭、関係教諭 等

【活動内容】

- ① 全校生徒の出席状況確認
- ② いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- ③ 配慮が必要な生徒への支援方針検討・決定
- ④ 校内研修会の企画・立案
- ⑤ 各種調査・アンケート結果の報告・整理・分析
- ⑥ 外部機関との連絡・調整・連携
- ⑦ いじめ防止基本方針・年間指導計画の作成・見直し
- ⑧ 学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況の確認

4 日常的ないじめ等に関する相談窓口

| 教育相談のご案内 (PTA 総会資料より) | |
|---|---|
| 相談者 | 生徒本人・保護者のみ等、様々な対応が可能です。 |
| 相談方法 | 1) 来校される場合 ~ 電話を頂ければ、時間を調整いたします。 2) 電話相談の場合 ~ 相談係が不在の場合は、電話番号を伝言してください。折り返しお電話いたします。 |
| 相談場所 | カウンセリング室 (教育相談室) … 管理棟 1 階、事務室前 |
| <p style="text-align: center;">[1 階]</p> | |
| <p style="text-align: center;">(本校正門付近地図)</p> | |
| 担当者 | 特別支援教育コーディネーター、生徒指導部副主任、教育相談担当教諭、養護教諭 |
| 連絡先 | 宮崎北高等学校 : 0985-39-1288 |
| <p>※ 本校以外にも県内には不登校、いじめ、学業・進路、心の悩み、非行等々相談を受付ている機関があります。</p> <p>「24時間子供 SOS ダイヤル」(宮崎県教育委員会) : 0120-0-78310 「こころの電話」(県精神保健福祉センター) : 0985-32-5566 「宮崎こころの保健室」(県精神保健福祉センター) メール : soudan-miyakoro@pref.miyazaki.lg.jp 「ヤングテレフォン」(宮崎北警察署) : 0985-28-7874, (宮崎県警本部) : 0985-23-7867 「ひなた子どもネット相談」(宮崎県) https://hinatakodomo.miyazaki-c.ed.jp/</p> | |

5 アンケート等に関する実施方法

○ いじめ等アンケート (生徒向け)

無記名式で回答する。ただし、該当がある場合、記名式で再調査を実施する。教室で学級担任、副担任で監督の下、機密性に配慮する。
 アンケートを基に教育相談係が十分に配慮して事後対応を実施する。

○ いじめ等アンケート (保護者向け)

記名式で気になる項目のチェック、前兆等の確認を回答してもらう。
 PTA 総会と教育課程説明会の保護者が来校する機会に実施する。
 アンケートを基に教育相談係が十分に配慮して事後対応を実施する。

○ 学級個人面談

学級担任が学級生徒との二者面談を実施する。
 学習面や生活面、友人関係等の不安要素がないかを聞き取る。

○ リクエスト相談週間

相談内容: いじめだけでなく学習面や生活面等を相談できるように設定している。
 依頼方法: 配付された用紙を期間内にカウンセリング 室前ポックスに投函し、直接連絡する。
 相談相手: 教育相談担当だけでなく、どの先生にも相談可能に設定している。
 投函された用紙を基に教育相談係が十分に配慮して事後対応を実施する。

○ アセスメント調査

記名式で、学校生活等に関する質問 34 項目に 5 段階で回答する。
 生活面や学習面、友人関係等の分析ができる。
 分析結果については教育相談係が十分に配慮して事後対応を実施する。

全てのアンケート等で十分に機密性を考慮し、できる限り

回答しやすく、相談しやすいように配慮して実施する。

6 学校いじめ防止プログラム【年間指導計画】

| 月 | 未然防止 | | | | 早期発見・早期対応 | | 保護者・地域との連携 | P D C A |
|----|---|--|-------------------------------------|--|---|--|--------------------------------|-----------------------|
| | 学校行事 | 生徒主体の活動 | L H Rや特別活動 | 職員研修 | アンケートや教育相談等 | いじめ・不登校委員会 | | |
| 4 | 新入生歓迎行事・スマート教室① 星琳ウォーキング(1年) 四校定期戦 部活動登録・集会① | 目安箱設置(通年) 情報モラル教育 学年間・学級間交流 部活動交流 | クラス役員決定 個人面談 | いじめ共通理解 危機管理マニュアル説明 学力向上委員会① 新入生アセス分析 | 通年相談箱設置 いじめ等アンケート(保護者向け)① 学級個人面談① | 隔週で委員会を開催し、学年内の状況について報告して情報共有を図る。 ↓ 状況報告から対応策を検討し、ケース会議の開催等の組織的対応について協議する。 | 入学式学級懇談会 PTA総会 (基本方針の説明) | 計画・目標作成 保護者アンケート分析 |
| 5 | 学年集会 総体壮行式 高校総体 | 学年間共通理解 部活動交流 | 進路学習① 高校総体壮行式 | | アセス調査 | ↓ 職員会議毎に全職員で共有すべき情報を報告し、情報共有の上、監視体制の強化を図る。 | 家庭訪問① | |
| 6 | アセス調査・人権学習 前期総務選挙 クラスマッチ(3年) | 自己分析 部活動交流 | 星琳祭準備① 進路学習②※ 星琳祭文化の部 | | リクエスト相談週間① | ↓ ※緊急の事案については隨時対策委員を開催 | 交通挨拶指導(3年) | |
| 7 | 野球壮行式 部活動生集会② 結団式 | 学級間交流 部活動交流 異学年交流 | 薬物乱用防止教室※ 人権学習①※ いじめ等アンケート① | 全学年アセス分析 | いじめ等アンケート(生徒向け)① | ※アンケートの分析、対応策の原案作成 | 家庭訪問② 学校評議員会① | 職員アンケート 学期末反省 |
| 8 | 一年生大会 星琳祭準備・文化の部 ・体育の部 | 部活動交流 学校祭で絆づくり | 星琳祭文化の部 星琳祭体育の部 | | | ↓ アンケートの内容から対応策を検討し、追加アンケートやケース会議の開催等を計画・実行する。 | 第三者面談・相談 | 生徒アンケート分析 |
| 9 | 高文祭壮行会 県高文祭 SSH評価アンケート | 部活動交流 自己分析 | 個人面談 クラス役員改選 | 学力向上委員会② | 学級個人面談② | | | |
| 10 | 教育課程説明会 芸術鑑賞・読書句間 国際交流(タイ) | 芸術・文化交流 国際交流 | 進路学習③ 2年奉仕作業 交通安全教室 | 特別支援職員研修 | いじめ等アンケート(保護者向け)② | ↓ ※アンケートの分析、対応策の原案作成 | 学校基本方針について保護者・地域アンケート | 保護者アンケート分析 |
| 11 | 長距離走大会 | 学級内交流 部活動交流 | 図書企画 性に関する指導※ | | リクエスト相談週間② | ↓ アンケートの内容から対応策を検討し、追加アンケートやケース会議の開催等を計画・実行する。 | 交通挨拶指導(2年) 学校評議員会② | 生徒アンケート分析 学期末反省 |
| 12 | 後期総務選挙 修学旅行(2年) 部活動生集会③ | 学級間交流 学年間交流 自己分析 | いじめ等アンケート① 人権学習②※ 心のバリアフリー事業※ | 学力向上委員会③ | いじめ等アンケート(生徒向け)② 県アンケート | | 交通挨拶指導(1年) 学校評議員会③ | 中間評価と取組の改善 |
| 1 | 大学入試共通テスト 百人一首大会 | 自己分析 学級間交流 | 1年奉仕作業 進路学習④ 人権学習③※ | | いじめ等アンケート(生徒向け)③ | | いじめ防止活動報告 | 学年末反省 年間評価 |
| 2 | スマート教室② 部活動生集会④ 同窓会入会式 | 情報モラル教育 部活動交流 | | | リクエスト相談週間③ | | 入学予定者説明会 | 生徒アンケート分析次年度計画作成 |
| 3 | 卒業式・クラスマッチ 入学予定者登校日 (アセス調査) | 異学年交流 学級間交流 自己分析 | 個人面談 合格者体験発表 | 年度反省・課題検討 | 学級個人面談③ | | | |

※いのちを大切にする教育

7 学校いじめ防止プログラム【職務別役割一覧】

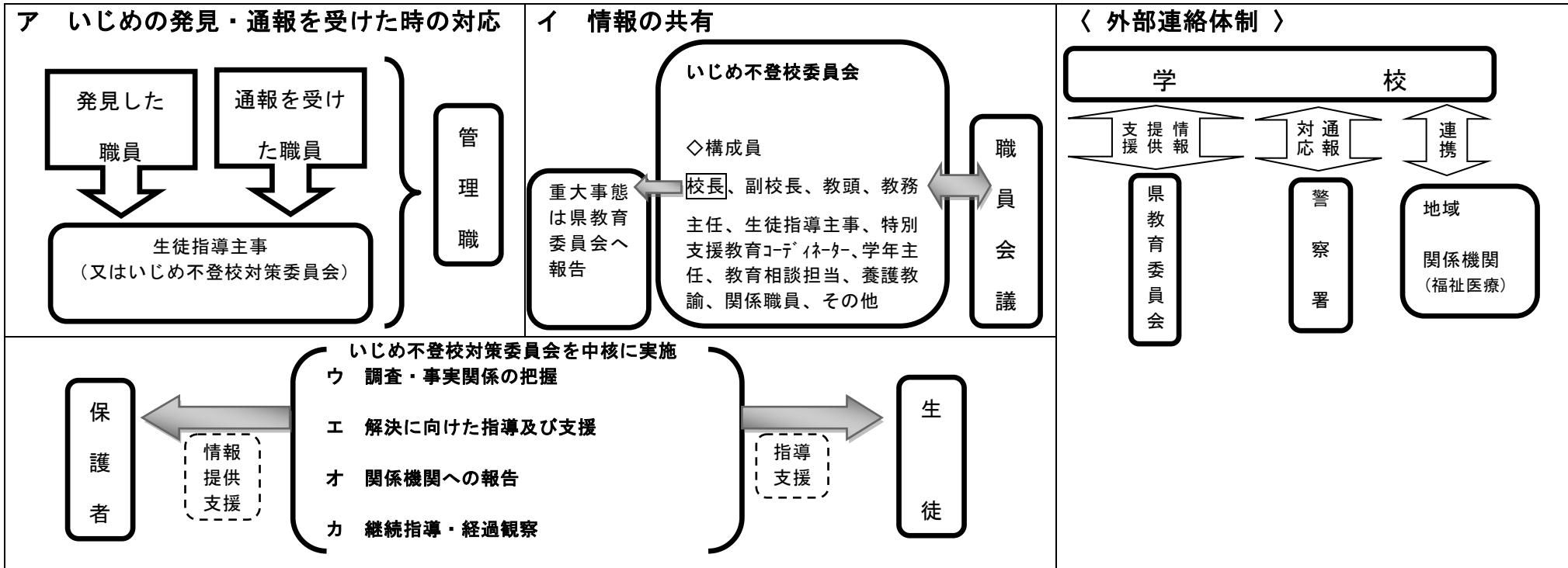
| | 《学級担任等》 | 《養護教諭》 | 《生徒指導・教育相談担当》 | 《いじめ・不登校委員会》 | 《管理職》 |
|-------------------------------|---|--|--|--|---|
| (1) いじめの 未然防止の ための措置 | <ul style="list-style-type: none"> 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成 はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う | <ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる 健康観察を通じて、出欠の記録や来室状況より、生徒の変化を観察する | <ul style="list-style-type: none"> いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、生徒会による仲間づくりの推進（学校行事の運営）、相談箱の設置など） | <ul style="list-style-type: none"> 隔週の定例会議において、各学年会から情報を収集し、小さな変化の段階でアプローチできているかを確認する | <ul style="list-style-type: none"> 職員会議などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける |
| (2) 早期発見の ための措置 | <ul style="list-style-type: none"> 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ 休み時間・放課後の生徒との雑談や生活の記録等を活用し、交友関係や悩みを把握する 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う | <ul style="list-style-type: none"> 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときはその機会を捉え悩みを聞く | <ul style="list-style-type: none"> 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。 保健室やスクールカウンセラーやによる相談室の利用、電話相談窓口について周知する 休み時間や昼休みの校内巡回や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する | <ul style="list-style-type: none"> アンケートの結果を分析し、早急な対応方針の可視化を行い、指示する。 困り感がある生徒には教育相談担当から、さまざまな方法論があることを日頃から窓口を広く保つ。 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する |

※ 上表のとおり、日頃からいじめに対して警戒し、生徒の変化を見逃さないようにするように配慮する。ただし、昨今のSNS等における生徒間のやり取りには、学校では踏み込めない領域があることから、家庭への協力も依頼し、情報モラル教育も同時に推し進めていくこととする。

いじめが発生した際の対応について（※別紙：資料1「いじめの認知チェックフロー」と連動）

| | | |
|--|---|--|
| <p>(3) いじめに対 する措置 ①情報を集 める</p> | <p><u>《学級担任等、養護教諭》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける） ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う | <p><u>《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》</u></p> <p>※いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、本校においては「いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会」が相当する。委員会は校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当教員、学年主任、教育相談担当、養護教諭で構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める ・その際、得られた情報は確実に記録に残す ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する |
| <p>②指導・支 援体制を組 む</p> | <p><u>《「組織」》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担） ➢いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応 ➢その保護者への対応 ➢教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等 ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要 ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める ・現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する（「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う） | |
| <p>③- A 生徒への指 導・支援を 行う I</p> | <p><u>《いじめられた生徒に対応する教員》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」とことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する <p><u>《いじめた生徒に対応する教員》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む | |
| <p>③- A 生徒への指 導・支援を 行う II</p> | <p><u>《学級担任等》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる <p><u>《「組織」》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れる必要な支援を行う ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う | |
| <p>③- B 保護者と連 携する</p> | <p><u>《学級担任を含む複数の教員》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する | |

8 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）



保護者・地域の人々との連携

1. 被害者及び加害者の保護者との連携

加害者に被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら加害者を指導する。加害者の保護者との連携を図ることによりいじめの解消と再発防止に努める。

2. 地域に見守られているという安心感を子供が抱くことができるよう、PTAや地域の関係団体と積極的に協議し、地域ぐるみの取り組みを積極的に推進する。

9 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用について

(1) SC(スクールカウンセラー)の業務

心理的な側面から悩みや不安を抱えた生徒に対しての相談を行い、さらに保護者及び教職員に対する助言援助を行う心の専門家です。臨床心理士の資格を有し、より専門的な知識が必要なカウンセリングに対応できます。

- 本校はSC(スクールカウンセラー)拠点校であり、カウセリングを実施しています。
 - ① コーディネートする職員がおり、SCと相談者への連絡、日程調整を実施。
 - ② カウセリングを実施。（面談により回数を設定）
 - ③ SCから学校における関係職員へのフィードバック。
 - ④ SCのアドバイスに応じてケース会議（関係職員会議）を実施。
 - ⑤ その他専門機関等にも必要に応じて、相談。

(2) SSW(スクールソーシャルワーカー)の業務

社会福祉の専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、生徒を取り巻く問題の解決に向けて支援する専門家です。（例：いじめ、虐待、家庭内暴力、親の子育て不安、精神疾患、等々）

- 地域に配置されたSSWに相談が可能です。
SSWの業務内容は、
 - ・問題を抱える児童生徒（小・中・高校生）が置かれた環境への働きかけ
 - ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
 - ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
 - ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
 - ・教職員等への研修活動等

(3) その他の外部機関との連携について

SC及びSSW、特別支援教育コーディネーターを通じて、福祉医療機関や警察、県教育委員会等の関係機関との連携が可能です。

10 いじめ解消の定義の明確化

(1) いじめに対する措置

いじめは、単なる謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長又はいじめ不登校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

11 生徒の出すサインについて共通理解

(1) いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

| 場面 | サイン |
|----------------|---|
| 登校時 朝のSHR | 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室てくる。 |
| 授業中 | 保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。 |
| 休み時間等 | 弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情が見えない。 衣服の汚れ等がある。一人で清掃している。 |
| 放課後等 | 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。 |
| (2) いじめた生徒のサイン | いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。 |
| | サイン |
| | 教室等で仲間同士と集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。 |

(3) 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

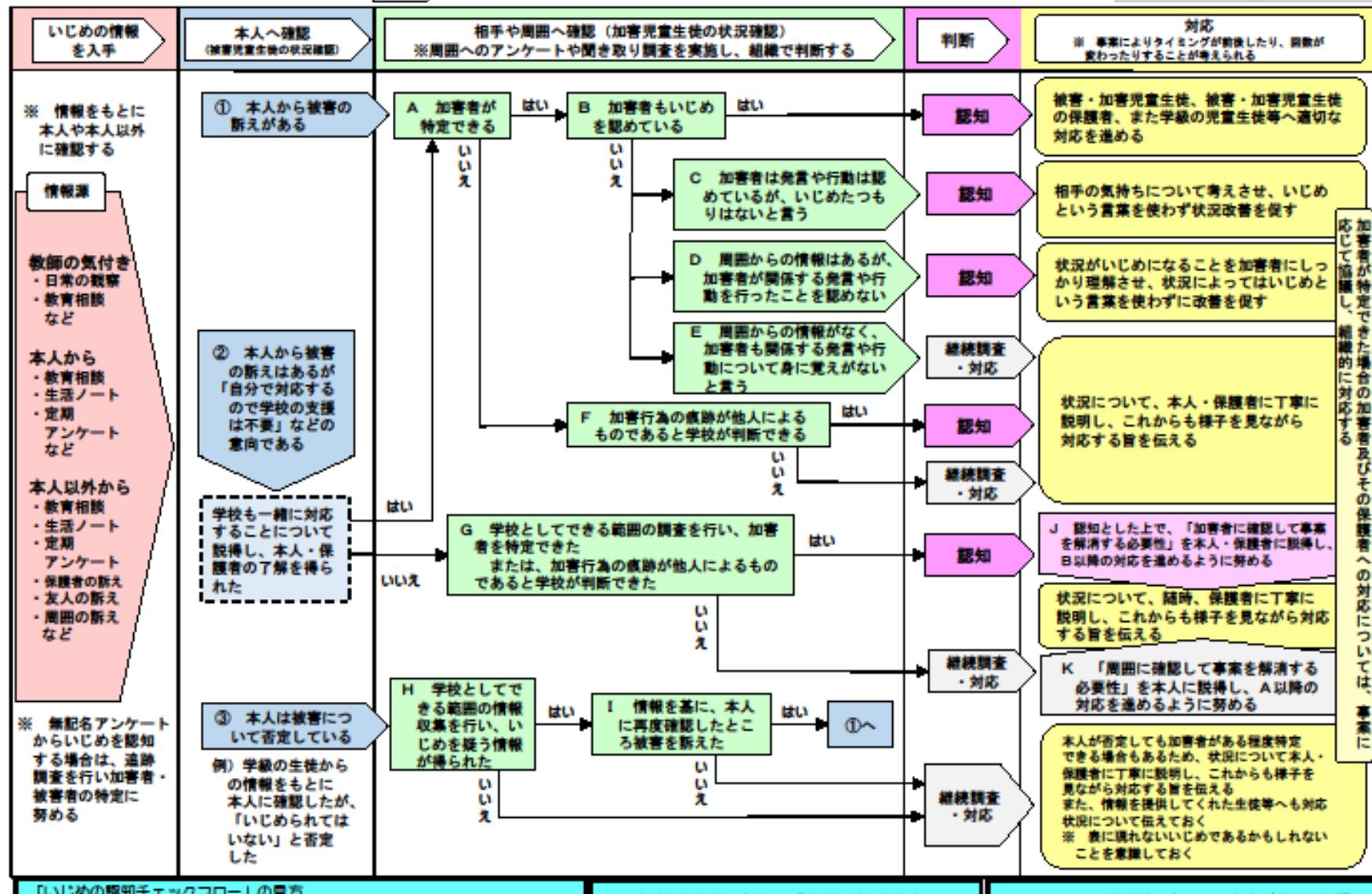
| サイン |
|---|
| 嫌なあだ名が聞こえる。席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。机や椅子、教材等が乱雑になっている。 |
| (4) 家庭でのサイン |
| 家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校への連絡・協力が図れるよう保護者に伝え、サインを見逃さないようにする。 |
| サイン |
| 学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れがあり、打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。 学習時間が減る。成績が下がる。 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。 |

いじめの認知チェックフロー

認知 … 認知後の対応については、組織的に対応し、解決につなげる。
確認 … いじめの可能性があることを踏まえ、認知に向けた調査・対応を継続するとともに見守りを行う。

資料 1

※ いじめの認知に関する参考資料です。



「いじめの認知チェックフロー」の見方

- いじめの情報をもとに本人へ状況を確認し、①～③のいずれかを選択
- 加害児童生徒や周囲へA～Iの状況を確認し、「はい」「いいえ」で選択
- 「認知」しない場合は「継続調査・対応」として、適切な対応を進める

※ 当該児童生徒のお互いが被害を訴える場合は、それぞれの事案として捉えて判断することになり、双方向のいじめとして認知することもあり得る。

※ SNS上の事案等において、本人が状況を把握していない場合、本人への確認が必要かどうかを組織で判断し、対応を進める。

資料3

いじめの解消チェックシート

- A 被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることを本人に確認した。
- B 被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることを周囲の状況や日常の観察から確認できる。(疑わしい状況が見当たらない。)
- C いじめ行為が3か月継続して止んでいるという確認を「いつ」「誰が」「どういった方法」で行ったか記録を残している。
- D 被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることの記録を基に学校のいじめ対策組織等で組織的に判断した。
- E 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないか本人に確認した。
- F 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないかその保護者に確認した。
- G 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないという確認を、被害児童生徒とその保護者に「いつ」「誰が」「どういった方法」で行ったか記録を残している。
- H 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないことを記録を基に学校のいじめ対策組織等で組織的に判断した。

- 全てチェックあり・・・・・・・ 解消している ⇒再発の可能性を考慮した見守りを継続
- OAやBがチェックなし・・・・・・・ 解消ではない ⇒さらに3か月継続して止んでいるか観察
- OCやDがチェックなし・・・・・・・ ⇒状況を確認・整理し再度組織的に判断
- OEやFがチェックなし・・・・・・・ ⇒心身の苦痛の原因を調査し解消に向け対応
- OGやHがチェックなし・・・・・・・ ⇒状況を確認・整理し再度組織的に判断

資料4

学校における「いじめの認知から解消の判断」までの流れ(例)

